

農業委員会だより（第8号） 平成23年1月発行

発行：天塩町農業委員会 編集：天塩町農業委員会事務局（天塩町役場内）新栄通8丁目
電話／FAX：01632-2-3708

○ 新年にあたり

天塩町農業委員会会長 笠井 守

新年明けましておめでとうございます。

新年にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

昨年においては、農業者の皆様方におかれましては、春の低温に始まり、夏期間の猛暑、8月の未曾有の豪雨による災害の発生、また、4月以降宮崎県での口蹄疫の発生、拡大によりさらなる防疫の強化を強いられ、たいへんご苦労されたことと存じます。特に、8月の豪雨災害で被災された方々におかれましては改めてお見舞いを申し上げます。

農業情勢においては、EPA、FTA 交渉が継続されている最中ではありますが、現首相が就任時に TPP 交渉への参加表明をしたことにより、日本の農業は、今まで以上に国際競争にさらされる事態が予想され、当町においても、経営規模の大小に関わらず離農に追い込まれる等、多大な影響が懸念されるところであります。

本年は、昨年に引き続き、日本経済においても未だ明るい兆しが見えない状況であり、厳しい状況が今しばらく続くものと思われそうですが、地域住民、とりわけ農業従事者の方々にとりましては新年が実り多い年であることをご祈念申しあげ、簡単ではございますが、新年にあたっての挨拶とします。

○ 農業者年金制度

平成14年1月1日からスタートした新農業者年金は、将来、自分が受給する年金の原資を自らの保険料で積み立てる方式（積立方式）を採っています。新農業者年金制度は、受給者と加入者のバランスに影響されない制度となっています。

現在の国民年金・厚生年金・共済年金は、賦課方式による年金給付を行っています。賦課方式とは、被保険者（加入者）が受給者を支える仕組みとなっています。（世代間扶養の原則）

1 新農業者年金の受給額

新農業者年金は納付する保険料額は決められていますが、給付額は決められていません。

これは、給付額が、自ら納付した保険料の積立額と農業者年金基金による運用実績により決まるからです。

2 新制度の加入要件

新農業者年金は、① 国民年金第1号被保険者、② 年齢60歳未満、③ 農業従事60日以上 の3要件を満たせば加入することができます。

新農業者年金には農業経営主だけでなく家族員（配偶者、後継者、後継者の配偶者）等も加入することができます。経営主が加入していなくても他の家族員のみでも加入することができます。

新農業者年金には、保険料を全額自己負担する「通常加入」と保険料の一部を国が助成する「政策支援加入」の2種類の加入方法があります。一度、「通常加入」、「政策支援加入」したら一生加入形態を変えられないものではありません。要件さえ満たしていれば、いつでも加入形態を切り替えることが可能となっています。

（1）通常加入要件＜保険料を全額自己負担＞

・年齢要件（20歳以上60歳未満）・国民年金第1号被保険者であること（ただし、保険料納付免除者は除く）・農業従事要件（年間60日以上）

（2）政策支援加入要件＜保険料の一部を国が負担＞

通常加入の3要件に加え、以下の①②③の要件が必要。

①年齢要件（旧制度加入者は昭和22年1月2日以降生まれ）

②期間要件（保険料納付済期間等（旧制度＋新制度）が20年以上見込める人）

③各政策支援区分の要件（以下の表のとおり）

<政策支援区分毎の要件>

区分	要 件	所得制限等
1	・ 認定農業者であること ・ 青色申告者であること	・ 農業所得（青色申告を行った者にあつては、青色申告特別控除後の農業所得。以下同じ。）が 900 万円以下であること
2	・ 認定就農者であること ・ 青色申告者であること	・ 農業所得が 900 万円以下であること
3	・ 区分 1 又は 2 と家族経営協定を締結した配偶者又は直系卑属であること ・ 農業に年間従事する日数が 150 日以上であること	・ 区分 1 又は 2 の者から支払いを受けた給与等が 900 万円以下であること
4	・ 認定農業者又は青色申告者のいずれか一方に該当する者であること ・ この政策支援を申し出た日から 3 年を経過した日までに区分 1 になることを約束した者であること	・ 農業所得が 900 万円以下であること ・ 政策支援を受けられる期間は最長 3 年 ・ 3 年以内に区分 1 になれない場合は、政策支援は最初に遡って取り消される。また、区分 1 になった場合には、その時から区分 1 の政策支援を申出ることができる
5	・ 農業の営む者（区分 1 又は 2 に該当するものは除く）の直系卑属の後継者であること ・ この政策支援を申し出た日から 35 歳に到達（25 歳未満の者は 10 年を経過）した日までに区分 1 になることを約束した者であること ・ 農業に年間従事する日数が 150 日以上であること	・ 親などから支払いを受けた給与等が 900 万円以下であること ・ 政策支援を受けられる期間は最長 10 年 ・ 10 年以内に区分 1 になれない場合は、政策支援は最初に遡って取り消される。また、区分 1 になった場合には、その時から区分 1 の政策支援を申出ることができる。

(3) 保険料

① 通常加入保険料

保険料額は、1 ヶ月 2 万円から 6 万 7 千円まで 1 千円単位で、自分で決めることができる。

② 特例保険料

政策支援の区分に応じ自己負担額が以下のとおりとなります。

政策支援区分	35 歳未満	35 歳以上
1	1 万円	1 万 4 千円
2	1 万円	1 万 4 千円
3	1 万円	1 万 4 千円
4	1 万 4 千円	1 万 6 千円
5	1 万 4 千円	該当なし

(4) 保険料の社会保険料控除について

新農業者年金の保険料は全額、所得税の社会保険料控除の対象となります。

(5) 通常加入と政策支援加入の利点

①通常加入の利点：加入しやすい、保険料の額を自分で決めることができる。

②政策支援の利点：国庫の助成額がある。

(6) 新制度の受給

① 給付の種類：ア 農業者老齢年金、イ 特例付加年金、ウ 死亡一時金

② 受給方法

ア 農業者老齢年金：65 歳に達した時、農協で受給の申請を行う。（60 歳まで繰り上げも可能）

イ 特例付加年金：アの申請に加え、経営継承を行う必要があります。

ウ 死亡一時金：被保険者、受給者が 80 歳前に死亡した場合、遺族が請求する。

③ 経営継承とは

イの特例付加年金を受給する場合は、経営継承をしなければなりません。経営継承とは、後継者と経営主の交代をするか、後継者がいない場合は、第三者に農地と施設を譲渡し、自らは農業経営を止めることです。これには、旧制度の経営移譲のように年齢制限はありません。（農業経営を廃止した際は、農業委員会へ届け出ることとなります。）

(7) 農業者年金の窓口

農業者年金の業務は、農業者年金基金より農協と農業委員会がそれぞれ業務委託を受けております。特別な申請を除きほとんどの申請を最初に農協が受け付けることとなっております。相談等がある場合は、お気軽に農協若しくは農業委員会へお越しください。